

## 入院中のお食事の費用について

入院時食事療養費 食事療養費（I）を算定しています。（1食につき690円）

入院したときは、食事にかかる費用として1日3食1,530円（非課税者の場合は330円～720円）を限度に1食あたり510円（非課税者の場合は110円～240円）の標準負担額を自己負担し、標準負担額を超えた分は、入院時食事療養費として健康保険（社会保険及び国民健康保険・後期高齢者医療広域連合等）が負担します。

標準負担額は被保険者・被扶養者ともに同額で、高額療養費の対象になりません。

65歳以上の回復期リハビリテーション病棟に入院した場合は、生活療養標準負担額として、食費と1日370円の居住費を負担します。

### 入院時の標準負担額（入院中に負担していただく食事代）

| 区 分                                  | 標準負担額（1食） |
|--------------------------------------|-----------|
| 一般の方                                 | 510円      |
| 難病患者、小児慢性特定疾患患者の方（住民税非課税世帯を除く）       | 300円      |
| 住民税非課税世帯の方                           | 240円      |
| 住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合    | 190円      |
| 住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者 | 110円      |